明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

ハ　主として次に掲げるものを家畜の飼料の用に供して生産された畜産物（主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）

(1)　イ又はロに掲げるもの

(2)　専ら(1)に掲げるものを原料又は材料として製造し、又は加工したもの（主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）

ニ　専らイからハまでに掲げるものを原料又は材料として製造し、又は加工したもの（主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）

二　次に掲げる基準に従って飼養されている家畜又は当該基準に従って飼養され、及びと殺された家畜から生産されたものであること。

イ　家畜の飼養、捕獲、輸送、と殺その他の取扱いについて、家畜を故意に傷つけないことその他の家畜にできる限り苦痛を与えないものとして主務大臣が定める基準に従って行うこと。

ロ　畜舎その他の家畜を飼養する場所について、家畜が飼料及び水を自由に摂取できること、家畜が自由に動ける空間及び機会を確保することその他の家畜にできる限り苦痛を与えないものとして主務大臣が定める基準に従っていること。

第三条　日本農林規格等に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第十八条第三号中「限り、酒類を除く」を「限る」に改める。

（中小企業信用保険法施行令の一部改正）

第四条　中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「の保証及び」を「の保証」に改め、「第百三十九条」の下に「の規定に係る債務の保証及び農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第四十九条」を加える。

（沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部改正）

第五条　沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「から第十八号まで」を「から第十九号まで」に改め、同条第十号中「第十五号」を「第十六号」に改め、同条第十一号中「第十六号及び第十八号」を「第十七号及び第十九号」に改め、同条中第十八号を第十九号とし、第十五号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五　沖縄において農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号。以下この号において「輸出促進法」という。）第四十条第一項第一号に規定する認定輸出事業を実施する輸出促進法第三十八条第一項に規定する認定輸出事業者であつて、次のイ又はロに掲げる者に該当するもの　食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該認定輸出事業を実施するために必要なものとして主務大臣の指定するもの（次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定めるものに限る。）

イ　中小企業者　その償還期限が十年を超える資金

ロ　輸出促進法第四十一条第一項第二号に掲げる者　その者が資本市場から調達することが困難な資金

（日本農林規格調査会令の一部改正）

第六条　日本農林規格調査会令（平成十二年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3　農林水産大臣は、前二項の規定による任命（臨時委員の任命にあっては酒類に係る日本農林規格に関する特別の事項の調査審議に係るものに、専門委員の任命にあっては酒類に係る日本農林規格に関する専門の事項の調査に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。ただし、第三条の規定は、令和七年十月一日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行令（令和二年政令第七十三号）	第十一条第一項の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る法第三十七条第一項に規定する輸出事業計画に係るものに限る。）

（地方税法施行令の一部改正）

第三条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の十八第二項第四号及び第五十六条の二十八第二項第二号中「及び第十四号」を「から第十五号まで」に改める。

附則第七条第十三項中「、第十三号又は第十四号」を「又は第十三号から第十五号まで」に改める。

附則第十一条第四十項第四号中「第十四号」を「第十五号」に、「第十七号」を「第十八号」に改める。

（農業委員会等に関する法律施行令の一部改正）

第四条　農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「からワまで」を「からカまで」に改め、同号に次のように加える。

カ　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行令（令和二年政令第七十三号）第十一条第二項及び第三項

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
財務大臣　鈴木　俊一
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣　萩生田光一

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四三円（本体一三〇円）　（配送料別）